

平成 28 年 12 月 28 日

和光市環境基本計画推進調整委員会

委員長 本間 修 様

和光市環境づくり市民会議

会長 峯岸正雄

第 2 次環境基本計画実行計画【改訂版】

平成 27 年度実施状況に対する評価

「平成 27 年度環境施策実施状況」について、次の通り意見を申し上げます。

1. 評価

・平成 27 年度環境施策実施状況についてその実施状況調査結果が第 2 次環境基本計画実行計画【改訂版】に基づき作成・取りまとめられ、9 月 28 日市民環境部環境課より提出されました。また、9 月 28 日および 10 月 25 日の二回にわたり定例会に於いて当該提出資料に関する質疑が行われました。

・昨年度実施した基本計画の中間見直しに伴い、実行計画においても進行管理をしやすくするため類似した取組の集約化を図っていただきました。実施状況調査に当たっても、抱える課題や問題点を明らかにし今後の方向性を記すなど、各委員が評価しやすい資料にいただきました。また、質疑の中で環境課より他課所管項目も含め丁寧な回答を戴き、議論を行うことができました。

・取組状況は全ての実行計画項目が昨年同様、◎よく取り組めた ○ほぼ取り組めた △あまり取り組めなかった ×全く取り組めなかった の 4 段階で評価され、結果（項目数）は次の通りです。

評価	平成 27 年度	(参考) 平成 26 年度
◎	36 項目	47 項目
○	39	49
△	12	15
×	3	6
合計	90	117

・評価項目が第 2 次環境基本計画実行計画【改訂版】の策定に伴い一部整理統合され前年に比べ減少しましたが、評価は全体として概ね安定的です。これは各項目を所管する部署が市の厳しい財政状況や行政全般の効率化等様々な課題を抱える中で、第 2 次環境基本計画実行計画【改訂版】の着実な進捗を目指して取り組んだ結果と思われます。

・多くの環境施策のうち望ましい姿 1 重点方針 1 自然環境の保全に関しては、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区制度」を活用し、白子坂下湧水斜面林の私有地が新たに「白子宿特別緑地保全地区」として指定され、関係者に敬意を表します。また、

湧水地や斜面林の保全についても、引き続き市と環境団体との協働による良好な維持管理が行われています。

- ・望ましい姿2重点方針1地球温暖化対策に関しては太陽光発電システム補助制度の継続に加え、平成25年度より実施の高効率給湯器等の省エネ機器に対する補助制度において、新たにHEMS（家庭用エネルギー管理機器）も対象機器に加える等、市として可能な取り組みを鋭意実行しています。

今後は昨今の地球温暖化の状況やCOP21パリ協定の内容、国・県等の動向を踏まえながら、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中間見直しを実施し取り組みを推進することにより、第2次環境基本計画の最終年度に当たる平成32年度に於いて市民一人当たり二酸化炭素排出量の削減目標達成を実現願います。

- ・望ましい姿3重点方針1パートナーシップの仕組みづくりに関しては市と環境団体との協働による環境学習・環境教育の為のイベントが市内の川やふれあいの森で実施され、また緑化まつりや省エネコンテストにおいても子供達が環境に興味を持つための取組が行われています。更に市職員の平日就業時間後の清掃活動ボランティア体験参加も実施されています。

学校での環境教育が重視され着実に進化している一方、和光市の豊かで身近かな自然の大切さの理解や利用方法の普及など謂わば大人向けの啓発の取り組みが可視化されていないように感じます。環境学習を体験して帰宅した子供達の話をお母さんが聞いて、驚き、関心したとの話をしばしば耳にします。環境課、生涯学習課と市民団体の連携が大いに期待されます。

以上から総合的に勘案すると、取組は概ね適切と判断します。

しかしながら、最重要項目である緑地や湧水の保全については、将来にわたり持続可能なものとしていくための方策等、依然として大きな課題を未解決のまま抱えており、項を改めて記載します。

2. 緑地と湧水の保全について

- ・将来公有地化したい貴重な緑地、湧水については既に市が策定済の優先順位に基づき常に状況を把握し、所有者と良好な関係を保持願います。

- ・「特別緑地保全地区制度」、或いは「市民緑地制度」の適用は所有者にとっても有益と思われるので機を見て働き掛け願います。特に、白子宿特別緑地保全地区の誕生に伴い熊野神社、当該特別緑地更には大坂ふれあいの森を結ぶ緑の回廊作り等、前向きに検討・取組み願います。

- ・昨年度第2次環境基本計画【改訂版】の策定に当たり、東日本大震災や地球温暖化の影響の深刻化を踏まえ、安全を如何に【改訂版】に取り込むか多々議論がありました。その中で緊急時の水の確保策として一昨年実施された湧水調査の結果を活用して災害時に井戸を利用できるようにできないかとの話があり、これについては市議会での議論もあったようですが、再度、自助互助の仕組みが機能するよう、市の果たすべき役割を検討していただけるよう要望します。

- ・生産緑地については追加指定により平成32年度にその面積を44haにする目標

を掲げていますが、その2年後即ち平成34年度（2022年）には所謂生産緑地30年問題の全国的な発生が懸念されています。大量の生産緑地の買取請求が発生するかも知れません。市内生産緑地所有農家の意向把握とそれに基づく対応策の準備を手抜きなくお願いします。

・緑地の取得資金として緑の基金の再設定を取り進め願います。市は平成3年に設けられた「水と緑のまちづくり基金」を平成16年に廃止し、その後の基金集めは寄附金条例中の緑と湧水の保全への寄付指定のみが頼りです。寄附金条例に於いては市内外の寄附者の様々のご意向に沿うべく寄附金の使途分類・目的は網羅的に配置せざるを得ず、緑と湧水の保全は一使途として目立つ存在ではありません。近年のふるさと納税制度の普及に伴い和光市に於いても目下寄附金条例の見直し中ですが、緑地と湧水の保全は新寄附金条例に於いてもその位置づけに変わりはなく、寧ろより目立たなくなるのではと気懸りです。

隣接の朝霞市を含む多くの自治体で予めからの所謂緑の基金とふるさと納税に伴う寄附金の一使途としての緑の保全が併存しています。和光市は“みんなでつくる快適環境都市わこう”や“市民憲章の1. 私たちは、緑をふやし、きれいなまちをつくれます。”と標榜しており、緑の基金は寧ろ存在して当然と思われれます。インターネット上の市のホームにふるさと納税への入り口と共に緑の基金への入り口を設けるべきと思われれます。

・公有地化の機会は相続等で突然発生する可能性が高くしかも相当額の急ぎの資金準備が求められます。相続の場合、相続の発生から相続税の納付期限までは10か月であり、翌期の予算編成を待つ暇はほぼありません。従って、寄附を財源とする基金のみでの対応はほぼ不可能で何がしかの資金源対策が不可欠です。千載一遇の機会を逃さぬよう、緊急時対応策の準備を是非ともお願いします。

- ・平成21年3月に策定された和光市緑地保全計画では第6章で財源の確保策として
 - (1) 市の年度予算による対応
 - (2) 専用の基金の設立
 - (3) トラスト制度など市民の募金による協力を得るもの
 - (4) 土地開発公社の活用
 - (5) 国・県の補助金（古都及び緑地保全の補助金、公園整備の補助金など）の活用 など

が平成21、22年度にわたり総合的に検討され、平成23年度より実施に移されるとあります。当該保全計画の計画期間は平成30年度までの10年間であり残余期間は2年余りです。市の財政事情は依然として厳しい状況ではありますが、知恵を絞って一歩でも前進を切に願います。

なお、各項目についての会員評価は別紙の通りです。

以上